

平成 27 年 第 7 回大河原町教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成 27 年 7 月 23 日 (木) 午後 2 時
- 2 招集場所 大河原町役場 議員執務室
- 3 出席委員 舟山幸枝委員長、一盃森広志委員 (職務代行者)、丹羽宜博委員、吉田いづみ委員、齋一志教育長

4 説明のため出席した者

教育総務課長 尾形 彰、生涯学習課長 鈴木邦弘、学校教育専門監 千葉 英一

5 開 会 午後 2 時

6 平成 27 年第 6 回教育委員会定例会会議録の承認について

舟山委員長 |(委員全員に諮って) 承認する。

舟山委員長、吉田委員 署名。

7 平成 27 年第 7 回教育委員会定例会会議録署名の委員指名について

舟山委員長 | 齋教育長、一盃森委員を指名する。

8 教育長報告

なし

9 議 事

議案第 27 号 平成 28 年度使用教科書の採択について

(教育長説明)

資料は 1 ページである。

今年は中学校の教科書の採択の年である。5 月に教育長の地区協議会があり、6 月に学識経験者により企画審議会が執り行われ、代表教師による専門委員会が教科書一冊一冊を調査し、地区協議会に答申。6 月下旬第 2 回企画審議会、7 月上旬地区協議会が行われ、地区で採択案が決まった。各地区の市区町村の教育委員会の承認を得て、採択が決定する。

結果として採択案内容は前回と同じである。

(質 疑)

一盃森委員
教育長

県で社会科の通知文書が流れているがどのように反映したのか？

専門委員は、県の通知文書と各教科のねらいをふまえて調査。地区協議会、審議会
でそのことであえて新たに話し合いが行われたとのことではなかった。

吉田委員

社会科の表現は気になるが、審査は例年的確に行われていると思っている。

教育長 教科書は文科省の認定を通っているのですが、基準は満たしているが、各社特徴がある。社会については表現の仕方、国土・領土、防災問題がしっかり取り上げられているものが選ばれていると認識している。

舟山委員長 (委員全員に諮って) 承認する。

議案第 28 号 大河原町学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について

(教育総務課長説明)

大河原町学校の管理に関する規則の一部を改正する規則について説明申し上げる。

資料は 2 ページから 3 ページである。

今回「大河原町学校事務の共同実施組織」(大河原町学校事務支援室)を発足するにあたり、第 17 条の 8 に新たに条を追加するものである。

これは、複数の学校事務を一か所に集約して共同で実施することにより、学校事務の効率化を図り教育活動の支援を行うため、県が平成 28 年度をめどに事務の共同化実施を決定した。大河原町でも平成 27 年 9 月から試行開始をするため今回の規則改正となった。

議案第 29 号 大河原町学校事務支援室運営管理要綱について

議案第 30 号 大河原町学校事務共同実施推進協議会運営管理要綱について

(教育総務課長説明)

大河原町学校事務支援室運営管理要綱及び大河原町学校事務共同事務実施推進協議会運営管理要綱について説明申し上げる。

資料は 5 ページから 8 ページである。

学校事務支援室の拠点校は大河原小学校とし、今年度予定としては週一回学校事務員が大河原小学校に集まり、計画に沿って効率的に事務を執行する。グループリーダーとサブリーダーを事務員から任命。

実施推進協議会の会長は、拠点校校長である大河原小学校校長とし、事務局長をグループリーダーとする。共同実施の計画・経過・実績・課題に関することを協議し円滑な運営を推進する。

(質 疑)

一 盃森委員 「大河原町学校事務支援室運営管理要綱」の第 5 条(服務)第 4 項についてだが、学校は原則個人情報持ち出しは禁じられていることと、町の個人情報保護条例に基づくものであることも明記するべきではないか。共同化することで個人情報漏えいの危険も増すので注意喚起を図るべき。

また、「大河原町学校事務共同実施推進協議会運営管理要綱」第 3 条(業務)と、第 4 条(役員)は、第 2 条(組織)であることから勘案すると、前後逆にした方が良いのではないか。

教育総務課長 ご指摘を踏まえ、訂正したものを教育長に諮って承認としたい。

舟山委員長 (委員全員に諮って) 承認する。

10 その他

(1) 教育長報告

(説明者：齋教育長)

資料は別紙資料である。

その前に、7月19日に発生した、役場駐車場内の児童のひき逃げ事故について説明申し上げる。割増商品券発売時の事故であり、現在警察が現場検証をし、看板を立てて容疑者を探している状況である。

児童については、親が病院に連れて行き、現在のところ擦り傷だけで身体に異常はないとのこと。

⇒教育長から学校に通知（教員が事故にあった場合）

- ① すぐ警察に知らせる
- ② 二次災害を防止するために安全を確保
- ③ 解決するまで現場を立ち去らない（ひき逃げになる場合がある）
- ④ 相手が大丈夫ですといっても転倒やけがをしている場合は医者に診てもらうこと

I 7月の動き

- 1 社会を明るくする運動 雨でパレード中止
万引きの再犯が多い。万引きは犯罪だということをしっかりと認識させる。
大河原小学校鼓笛隊パレードは、町民健康まつりで披露してもらうことになる。
- 2 手をつなぐ親と教師の会
平成27年7月25日 オーガで開催。障害がある子も素晴らしい能力があることを実感。
- 3 町民レクリエーション
平成27年7月5日開催 ビニールバレー、ペタンク、ソフトボール、グランドゴルフ
- 4 青年会きもだめし
平成27年7月25日高学年 8月1日低学年 繁昌院で開催
- 5 大河原地区租税教育推進協議会
平成27年6月29日 合庁で開催
- 6 給食運営審議会（教育総務課長説明）
平成27年7月14日開催
故障、事故等による緊急事態対応マニュアル完了
給食センター建設
給食費未納額 473,825円 27年度目標 300,000円以内 年々減少。
学校側の尽力により未納ゼロとなる学校もあり、感謝。ただし滞納繰越分累積（合計800万）。

7 金ヶ瀬中学校ホームページリニューアル

8 けやき教室の活用を

II 教育長会議 及び 大河原町教育委員会から

1 平成 28 年度校長・教頭候補者選考について

2 平成 28 年度教員採用関係

3 教職員の事故防止

(1) 交通事故 自転車保険の勧め

(2) セクハラ・パワハラ・わいせつ行為等にかかる事故防止 家庭を大事に

(3) 体罰の拒絶

(4) 信用失墜行為の禁止

(5) 情報等の管理徹底

(6) 病気休暇・産休・育休中の職員の状況確認

(7) 教育課程の管理

(8) その他 学校の電話対応ほか

夏休みに入って、児童の自転車飛び出しなど数件通報有。

通報があれば、ぜひ地域でも子供を育ててほしいことを呼びかけるよう学校に通知。

4 児童生徒について

(1) 宮城県学力学習状況調査結果の生かし方

(2) 問題行動調査

(3) LD, ADHD, 高機能発達障害児童生徒

5 夏季休業中の勤務について

教師の超過勤務に対する回復措置の一環として実施

① 「日直を置かない日」 8月 10日～14日

② 中学校部活休止 8月 8日～16日

III その他

<7月～8月の動き>

資料参照

(質 疑)

丹羽委員

教育総務課長

給食センターの建設について詳しく教えてほしい。

H26 作成の基本構想を確認。ある程度の方向付けは見えてきている。最短でH28 基本設計 H29 建設 H30 供用開始が目標。運営方法や資本等あらゆる面で検討。

教育長	できるだけ出資が少ない方法で。給食センター建設は、給食は義務ではないので、国庫補助が3分の1以下。
丹羽委員	給食費の値上げがあると保護者は厳しいのではないか。
教育長	消費税8%では一食275円の単価を値上げせずやりくりしているが、10%では値上げしなければならない状況。たとえ民間運営になっても、町としては保護者負担を上げない方向で検討している。
教育総務課長	滞納世帯が累積すると、食材費が減るので給食メニューも組みなおさなければならないというのが現実。
教育長	27年度は保護者から同意書を得ている。未納者に対しては今後払わなければ給食が食べられないことを通告することになる。
丹羽委員	老朽化しているので新給食センター完成までの器具故障などへの不具合対応は？
教育総務課長	常時ボイラー等メンテナンスを行い、今回の回転釜故障は5年リースで対応している。
吉田委員	給食は、一緒に釜の飯を食べる、同じものを味わって共感する等の意義も大きい。給食の継続を望む。
丹羽委員	職場体験に来て、弁当を持参しない(親が弁当を準備してくれない)子供もいる。育児放任された子供は何も気にせず開き直る。こういった事象が現代の学級崩壊やいじめ問題等にも影響しているのではないか。

1 1 各課長報告

(説明者：教育総務課長、生涯学習課長)

7月の行事予定を説明申し上げる。資料9ページ～15ページである。

1 2 次回教育委員会の開催日程について

舟山委員長 | 次回の定例会は、平成27年8月26日(水)午前10時から開会する。

1 3 閉会宣言 午後4時8分

平成27年8月26日

署名委員

署名委員